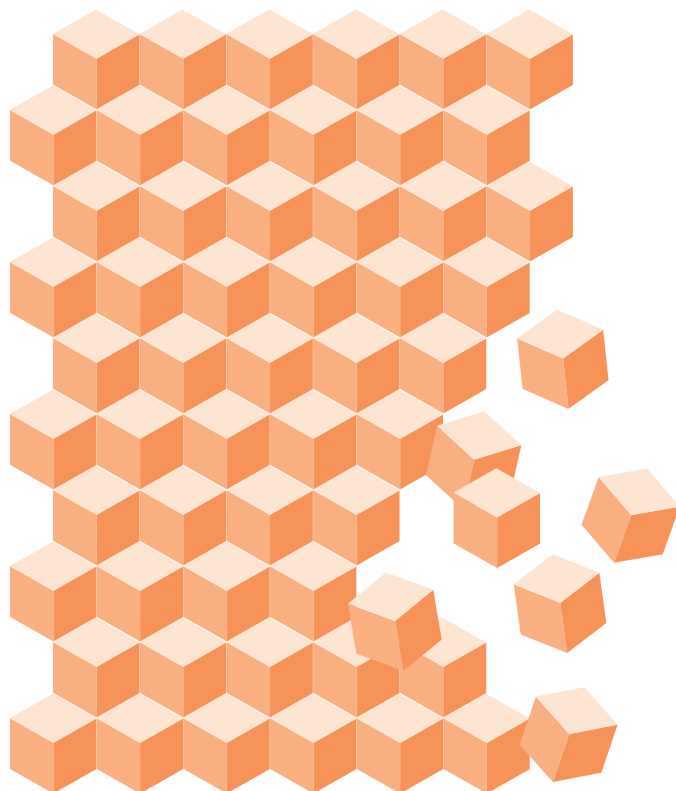


これだけは知っておきたい

地震保険

Q & A



はじめに

日本は世界有数の地震国。いつ、どこで大地震が起きても不思議ではありません。未曾有の大震災となった、阪神・淡路大震災は記憶に新しいことでしょう。地震に対してどのような経済的な対策を講じていますか？地震や噴火などで大切な住まいや家財が被害を受けた場合の有効な経済的な備えとして「地震保険」があります。本パンフレットは、消費者の方に地震保険について正しいご理解をいただくために、その仕組みと内容等をQ & Aの形でまとめたものです。お役に立てば幸いです。

1999年4月

社団法人日本損害保険協会

目次

Q 1. 住まいの火災保険に入っていれば、地震による損害は補償されるのですか。	2
Q 2. 地震保険は、どのようにして誕生したのですか。	2
Q 3. 地震保険は、どんなものにつけられますか。	3
Q 4. 地震保険では、どんな損害が補償されるのですか。	3
Q 5. 地震保険だけを契約することはできますか。	4
Q 6. 地震保険を希望しない場合、はずして契約することはできますか。	4
Q 7. 地震保険の保険金額（ご契約金額）は、どのようにして決めるのですか。	5
Q 8. マンションなど区分所有建物の保険金額（ご契約金額）の決め方はどうなるのですか。 ...	5
Q 9. 地震保険の保険料は、どのくらいになりますか。	6
Q10. 地震保険金が支払われるのは、どんな場合ですか。	7
Q11. 全損、半損、一部損とは、どのような損害の程度をいうのですか。	7
Q12. 保険証券を紛失したり焼失した場合でも、地震保険金は支払われますか。	9
Q13. 大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発せられてからでも、 地震保険の契約はできますか。	9
Q14. 大地震が発生した場合でも、地震保険金は契約どおり支払われますか。	10

本パンフレットは、地震保険の概要を説明したものですから、実際の保険内容・保険料・契約手続き・保険金の支払条件など、詳しくは損害保険会社または代理店にお問い合わせください。

Q 1

住まいの火災保険に入っていれば、地震による損害は補償されるのですか。



住まいの火災保険だけでは、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊、埋没、流失の損害のみならず、火災損害（延焼・拡大損害を含みます）に対しても、保険金は支払われません。というのは、地震災害は、ある単年度内に発生する確率がつかみにくいこと、いったん巨大地震が発生するとその損害額が莫大になるおそれがあることなど、通常の損害保険にはなじまない性質をもち、補償の対象からは除外されているためです。したがって、住まいの火災保険のほかに、地震災害の補償を対象とする地震保険が必要になるわけです。

Q 2

地震保険は、どのようにして誕生したのですか。



1964年の新潟地震を一つの契機として、国民の間に地震保険創設への要望が高まり、地震による被災者の生活の安定に寄与することを目的に「地震保険に関する法律」が制定され、それにもとづいて1966年6月1日、わが国における地震保険制度が誕生しました。その後、社会経済の進展にともなって、地震保険もその内容の改善が重ねられ、補償範囲の拡大、地震保険金額（ご契約金額）の限度額の引上げ、および1回の地震等によって損害保険会社全社が支払う保険金の限度額（総支払限度額といいます）の引上げなどが実施され、今日に至っています。

Q 3

地震保険は、 どんなものにつけられますか。



地震保険の対象になるのは、居住用建物（住居のみに使用される建物および店舗併用住宅）と家財（生活用動産）です。工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物には、地震保険はつけられません。なお、営業用什器・備品や商品、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・骨とう、通貨、有価証券（小切手、株券、商品券等）、預貯金証書、印紙、切手などのほか、自動車もここでいう家財には含まれませんので、地震保険はつけられません。

Q 4

地震保険では、どんな損害が 補償されるのですか。



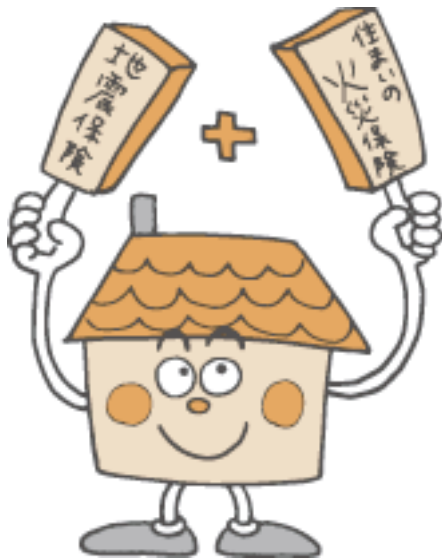
地震保険の補償の対象になる損害とは、地震等を原因として建物や家財が火災（延焼火災を含みます）損壊、埋没または流失となった場合です。

〔具体例〕

- （イ）地震による倒壊、破損
- （ロ）地震によって生じた火災による焼損
- （ハ）津波によって生じた流失、倒壊
- （ニ）噴火にともなう溶岩流、噴石、火山灰や爆風によって生じた倒壊、埋没
- （ホ）地震や噴火の結果生じた土砂災害による流失、埋没
- （ヘ）地震によって河川の堤防やダムが決壊し、洪水となったため生じた流失、埋没

Q
5

地震保険だけを 契約することはできますか。



地震保険は、単独で契約することはできません。
住まいの火災保険にセットしてご契約いただきます。
住まいの火災保険のご契約時に地震保険をご契約され
なかった場合でも、住まいの火災保険の保険期間（ご
契約期間）の中途からご契約いただけます。

Q
6

地震保険を希望しない場合、 はずして契約することはできますか。



地震保険を希望されない場合は、その旨をお申し出い
ただけ、地震保険をはずして住まいの火災保険だけ
契約することができます。その場合には、地震保険を
セットしないという契約者の意思を確認させていただ
くため、住まいの火災保険契約申込書の「地震保険ご
確認欄」に押印していただきます。
住まいの火災保険をご契約のときには、必ず損害保険
会社または代理店から地震保険の説明をお聞きになっ
てください。

Q7

地震保険の保険金額(ご契約金額)は、どのようにして決めるのですか。

地震保険の保険金額は、住まいの火災保険の保険金額に対して、30%～50%の範囲内で決めていただきます。ただし、建物は5,000万円(1構内(敷地内)・1被保険者(保険の補償を受けられる方)につき)、家財は1,000万円(1構内(敷地内)・1世帯につき)が限度額となります。すでに他の地震保険契約があって追加して契約するときは、限度額から他の地震保険金額の合計額を差し引いた残額が追加する契約の限度額となります。

《例》住まいの火災保険を建物に2,000万円、家財に1,000万円ご契約の場合

保険金額 ご契約の対象	住まいの火災保険の 保険金額(ご契約金額)	地震保険の保険金額 (ご契約金額)
建 物	2,000万円	$\times \begin{cases} 30\% = \underline{\underline{600万円}} \\ \vdots \\ 50\% = \underline{\underline{1,000万円}} \end{cases}$
家 財	1,000万円	$\times \begin{cases} 30\% = \underline{\underline{300万円}} \\ \vdots \\ 50\% = \underline{\underline{500万円}} \end{cases}$

Q8

マンションなど区分所有建物の保険金額(ご契約金額)の決め方はどうなるのですか。

保険金額(ご契約金額)の決め方

①各区分所有者が個別に住まいの火災保険を契約されている場合

住まいの火災保険契約の保険金額の30%～50%の範囲内で、各区分所有者(居住者)の単独所有となる専有部分と、区分所有者全員の共有となる共用部分に対する持ち分(共有持分)について、地震保険金額を原則として別個に設定していただきます。

②マンション管理組合などが住まいの火災保険の契約者となって共用部分を一括して契約されている場合

地震保険をご希望の区分所有者は、次の算式によって算出した額の範囲内で個別に保険金額を設定していただきます。

《住まいの火災保険契約の保険金額 × 共有持分割合 × (30%～50%)》

ただし、これら①、②の場合とも、各被保険者(保険の補償を受けられる方)ごとに専有部分と共有持分を合わせて、地震保険金額は5,000万円が限度となります。

Q 9

地震保険の保険料は、どのくらいになりますか。

地震保険の保険料率は、建物構造別（鉄筋コンクリート造・鉄骨造と木造の2区分）、都道府県別（危険度に応じて1等地から4等地の4区分）に定められています。

なお、地震保険金額（ご契約金額）100万円に対する地震保険の保険料は、下表のとおりです。（ただし、住まいの火災保険の保険料は含みません）

年間保険料（地震保険金額100万円あたり）

〔保険期間（保険のご契約期間）1年〕

建物の構造		鉄筋コンクリート造・鉄骨造		木 造	
ご契約の対象		建 物	家 財	建 物	家 財
等 地	1等地	500円	500円	1,450円	1,450円
	2等地	700円	700円	2,000円	2,000円
	3等地	1,350円	1,350円	2,800円	2,800円
	4等地	1,750円	1,750円	4,300円	4,300円

（注1） 特約火災保険にセットする場合があります。

（注2） 地震保険金額が2,000万円の場合は、上記の保険料の20倍、地震保険金額が500万円の場合は、上記の保険料の5倍となります。

等地別の都道府県の内訳

- 1等地：北海道、福島県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県
- 2等地：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、鳥取県、愛媛県、徳島県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
- 3等地：埼玉県、千葉県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 4等地：東京都、神奈川県、静岡県



Q 10

地震保険金が支払われるのは、 どんな場合ですか。

地震保険では建物・家財に「全損」「半損」「一部損」の損害が生じた場合に、次のとおり保険金が支払われます。なお、損害が「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

	支払われる保険金	
	建 物	家 財
全損のとき	建物の地震保険金額（ご契約金額）の全額 （時価が限度）	家財の地震保険金額（ご契約金額）の全額 （時価が限度）
半損のとき	建物の地震保険金額の50% （時価の50%が限度）	家財の地震保険金額の50% （時価の50%が限度）
一部損のとき	建物の地震保険金額の5% （時価の5%が限度）	家財の地震保険金額の5% （時価の5%が限度）

時価とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。




Q 11

全損、半損、一部損とは、どのような 損害の程度をいうのですか。

建物・家財別にそれぞれ次のような損害をいいます。

1. 建物の「全損」「半損」「一部損」

建物の「全損」「半損」「一部損」の損害は、次のいずれかの基準に基づいて認定されます。

	主要構造部の被害程度による認定	床面積の被害程度による認定	床上浸水等による認定
<p>全 損</p> 	<p>主要構造部の損害額が、建物の時価の50%以上の場合</p>	<p>焼失または流失した部分の床面積が、建物の延床面積の70%以上の場合</p>	
<p>半 損</p> 	<p>主要構造部の損害額が、建物の時価の20%以上50%未満の場合</p>	<p>焼失または流失した部分の床面積が、建物の延床面積の20%以上70%未満の場合</p>	
<p>一 部 損</p> 	<p>主要構造部の損害額が、建物の時価の3%以上20%未満の場合</p>		<p>建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合で、建物の損害が全損または半損に至らないとき</p>

主要構造部とは、建物の軸組・基礎・屋根・外壁等をいいます。

地震等による地すべり、山崩れ、崖崩れなどによる急迫した危険が生じたため、居住用建物が居住不能（一時的な場合を除く）になったときは、これを建物の全損とみなします。

区分所有建物（分譲マンション等）の場合、次のように認定されます。

建物：専有部分と共用部分それぞれの部分ごとに別個に行います。

家財：家財全体についてこれを収容する各専有部分ごとに行います。

2. 家財の「全損」「半損」「一部損」

家財の「全損」「半損」「一部損」は、その損害の程度に応じて次のように認定されます。

全 損	家財の損害額が家財の時価の80%以上の場合
半 損	家財の損害額が家財の時価の30%以上80%未満の場合
一部損	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満の場合

Q
12

保険証券を紛失したり焼失した場合でも、地震保険金は支払われますか。



損害保険会社では、契約の原簿を保管していますので、地震で保険証券を紛失したり焼失した場合でも、ご本人の確認をした上で迅速に保険金をお支払いいたします。

Q
13

大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発せられてからでも、地震保険の契約はできますか。

地震災害の警戒宣言が発せられた後は、「地震保険に関する法律」にもとづき、当該地域に所在する建物・家財について地震保険の新規契約のお引受けおよび既契約分の保険金額（ご契約金額）の増額はできないことになっています。

なお、警戒宣言発令中に満期を迎える地震保険契約については、保険金額が同額以下であって、同じ契約内容であれば、継続して契約できます。



Q 14

大地震が発生した場合でも、地震保険金は契約どおり支払われますか。

よほどの大地震でもない限り、所定の保険金が支払われることになります。

地震保険は「地震保険に関する法律」に基づき一定規模以上の支払保険金が生じた場合、損害保険会社が支払う保険金の一部を政府が負担することとなっています。

しかし、将来、地震等によってどのような巨大損害が発生するか予測できないという地震災害の特異性から、政府としても無限に責任を負うことはできないため、1回の地震等によって損害保険会社全社が支払う保険金には限度額(総支払限度額)が設けられており、政府の負担分をあわせて全体で現在4兆1,000億円と定められています。この4兆1,000億円は、関東大震災級の地震が発生しても保険金の支払いに支障のないように決定されています。したがって、よほどの大地震でもない限り、所定の保険金が支払われることになります。万一、算出された保険金の総額が総支払限度額を超える場合、契約ごとに支払われる保険金は次の算式により削減されることがあります。


$$\text{支払保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{4 \text{兆}1,000 \text{億円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

なお、この総支払限度額は地震保険の創設時は3,000億円とされていましたが、その後契約高の伸びに応じて過去数次にわたり引き上げられてきており、現在では4兆1,000億円となっています。

(注) 72時間以内に発生した2つ以上の地震は、1回の地震とみなします。(ただし、被災地域がまったく重複しない場合は除きます。)

損害保険に関することはお気軽にフリーダイヤル(電話料金無料)へご相談ください。

日本損害保険協会・そんがいほけん相談室

 **0120-107808**

受付時間:午前9時30分～午後4時30分(土、日、祝日を除く。)

安心できる暮らしを願って...

各損害保険会社では、多様化する災害や事故に対応して、いろいろな損害保険(火災保険、自動車保険、傷害保険など)の補償内容を改善するとともに、新しい保険の開発に努めています。また、安心できる暮らしを願って、災害や事故の防止・軽減をはかるため、各種の安全・防災活動にも力を注ぎ、その社会的使命を果たしています。

損害保険料控除制度

火災保険や傷害保険、介護費用保険等を契約して保険料を支払うと、その支払い保険料に応じて、一定の額がその年の契約者(保険料負担者)の所得から差し引かれます。これを損害保険料控除制度といい、その分だけ所得税と住民税の課税対象額が少なくなります。

保険料領収証・保険証券

保険料をお支払いになる際は、損害保険会社所定の保険料領収証が発行されることとなっておりますので、お確かめください。保険証券が契約の締結から1ヶ月以上経過しても届かないときは、お手数ながら損害保険会社へご照会ください。なお、ご照会の際は、保険料領収証番号・保険の種類・保険期間(保険の契約期間)および取扱代理店名をお知らせください。

ア ク サ 損 保	セゾン自動車火災	日 動 火 災
朝 日 火 災	大 成 火 災	日 産 火 災
ア リ ア ン ツ	太 陽 火 災	日 新 火 災
オ ー ル ス テ ー ト	第 一 火 災	ニ ッ セ イ 損 保
共 栄 火 災	第 一 ラ イ フ 損 保	日 本 火 災
興 亜 火 災	大 東 京 火 災	日 本 地 震
シ グ ナ	大 同 火 災	富 士 火 災
ジ ェ イ アイ	千 代 田 火 災	三 井 海 上
ス ミ セ イ 損 保	ト ー ア 再 保 険	三 井 ラ イ フ 損 保
住 友 海 上	東 京 海 上	明 治 損 保
セ コ ム 東 洋	同 和 火 災	安 田 火 災
		安 田 ラ イ フ 損 保

(社員会社・50音順)

社団法人 **日本損害保険協会**

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9

☎03(3255)1211(大代表)

ホームページ <http://www.sonpo.or.jp>